

令和 7 年

第 3 回大磯町農業委員会総会会議録

日 時 令和 7 年 3 月 2 5 日 午後 1 時 3 0 分から

場 所 大磯町役場 本庁舎 4 階 第 2 委員会室

1 出席委員

1 番 安 池 幸 子

2 番

3 番

5 番 山 口 秀 雄

6 番 鈴 木 洋 有

7 番 平 原 則 子

8 番 青 木 貞 治

9 番 守 屋 智

1 0 番 加 藤 敏 郎

1 1 番 渡 邊 康 弘

1 2 番 仲出川 治 幸

1 3 番 石 井 雅 浩

1 5 番 柳 田 進

1 6 番 戸 塚 昭 雄

2 欠席委員

なし

3 遅刻委員

なし

4 農地利用最適化推進委員出席者(意見を述べることはできますが議決権はありません)

添 田 政 夫 吉 川 京 男 柏 木 博 二 宮 晃 一

5 出席事務局員

事務局長 木 村 公 哉

書 記 久保田 徳 人

6 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 議案第 44 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の決定について

報告第 1 号 引き続き農業経営を行っている旨の証明願いについて

報告第 2 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について

報告第 3 号 農地造成届出について

議長 本日はまず、「農業委員会等に関する法律」第32条『総会及び部会の会議は、公開する。』とありますので、傍聴人に入室をさせますので、ご了解いただきたいと思います。

《傍聴人入室》

議長 ただ今の出席委員は14名で、定足数に達しておりますので令和7年第3回大磯町農業委員会総会は成立いたします。

議長 次に、大磯町農業委員会会議規則第18条第1項の規定により、5番山口秀雄委員と6番鈴木洋有委員を会議録署名委員として指名いたします。

議長 それでは、本日の議事日程について事務局より朗読と説明をお願いします。

《議事日程の報告》

議長 ただ今の報告について、何か発言ございますか。

《発言なし》

議長 よろしいですか。それでは、以上で議事日程の報告を終わります。

議長 それでは、本日の議題に入ります。日程第2の議案第44号「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画書の決定について」を議題に供します。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

なお、議案第44号2番と3番、4番と5番につきましては、借り手が同一のため一括で審議します。

書記 議案第44号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画書の決定につきましては、議案書2ページから4ページの新規設定8件、再設定4件で、場所につきましては総会資料の1ページから11ページをご覧ください。

大磯町長より令和7年3月10日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。

最初に1番について説明します。

事務局 《議案第44号1番を朗読》

書記 議案第44号1番の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

当該農地は西小磯地区の露地畑1筆です。当該農地は耕作放棄地で草木が茂っている状況です。借り手は花卉栽培をするために新規就農した若手の農家で農地を借りることで農地の遊休化防止が図られると考えられます。

なお、3月18日に西小磯地区担当の柳田委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございます。議案第44号1番につきましては、現地確認をお願いした西小磯地区担当の柳田委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

15番委員（柳田） 15番の柳田です。議案第44号1番の農地について、3月18日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、草木が生えている水田の耕作放棄地で、既に草刈りや木の伐採が始められていました。若手農家が農地を借りることで農地の遊休化防止が図られると考えられますが、現状から判断すると伐根や農地造成、雨水排水対策が必要と考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、農地の集約化と農業経営の拡大が図られるとのことでした。

議長 では、議案第44号1番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 木は誰が伐採しているのか。所有者は合意しているのか。

書記 借り手が事前に伐採や伐根を行っています。所有者の許可も得ています。

議長 他にございませんか。他に意見がないようですので、議案第44号1番について、原案とおりの決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者多数により、議案第44号1番は原案とおりの決定いたしました。

議長 次に議案第44号2番と3番について事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 《議案第44号2番と3番を朗読》

書記 議案第44号2番と3番の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

当該農地は国府本郷地区の露地畑3筆とミカン畑1筆です。借り手は、国府新宿地区で営農をしている二宮町の農家で、意欲的な農家が農地を借りることで農地の有効活用と営農の拡大図られると考えられます。

なお、3月18日に国府本郷地区担当の山口委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございます。議案第44号2番と3番につきましては、現地確認をお願いした国府本郷地区担当の山口委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

5番委員（山口） 5番の山口です。議案第44号2番と3番の農地について、3月18日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は優良な露地畑とミカン畑で、意欲的な農家が農地を借りることで農地の有効活用と営農の拡大が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、農地の遊休化防止が図られるとのことです。

議長 では、議案第44号2番と3番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 当該農地は、以前に木のチップを高さが50センチメートル程に大量に撒いていたが、耕作ができるのか。

書記 今回の借り手が農地所有者に頼まれてチップを投入しました。借り手はチップによる土壌改良農法を活用しており、有機肥料となる、土壌の温度調節ができる、降雨時にぬかるまない、雑草の抑制などに効果があると言われています。また、チップは1年から2年で土に還るそうで、借り手がトラクターで漉き込む予定です。

議長 他にございませんか。他に意見がないようですので、議案第44号2番と3番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第44号2番と3番は原案とおり決定いたしました。

議長 次に議案第44号4番と5番について事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 《議案第44号4番と5番を朗読》

書記 議案第44号4番と5番の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

当該農地は国府本郷地区の露地畑5筆とミカン畑1筆です。露地畑は今月まで神奈川県の市民農園である「かながわホームファーマー」として利用されていましたが、賃借契約の終了に伴い農地所有者より新規就農者に提供して頂きました。また、ミカン畑は、現在、借り手が営農している露地畑の直ぐ近くの斜面地ですが、ミカンの木はほとんど枯れ、露地畑として利用する予定です。

なお、借り手は、国府本郷地区に参入した法人の社員で、昨年の9月より新規就農しており、将来は大磯町に移住して農業を続けるとのことです。意欲的な新規就農者が農地を借りることで農地の遊休防止と営農の拡大図られると考えられます。

なお、3月18日に国府本郷地区担当の山口委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございます。議案第44号4番と5番につきましては、現地確認をお願いした国府本郷地区担当の山口委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

5番委員（山口） 5番の山口です。議案第44号4番と5番の農地について、3月18日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は優良な露地畑と斜面地のミカン畑で、意欲的な農家が農地を借りることで農地の遊休化防止と営農の拡大が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、農地の遊休化防止と営農の拡大が図られるとのこと。

議長 では、議案第44号4番と5番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 今回借りる面積が約4,000㎡もありますが、借り手の方はトラクターなどを所有していますか。また、町外の方ですが毎日通えるのでしょうか。

書記 栽培する作物は主にハーブ類ですので毎日手間をかける必要がないとのこと。また、他品目で収穫時期も異なり多年草もあることから農地のすべてを耕耘する必要がないため、全体の耕耘時には知り合いの農家にトラクターで耕耘していただきますが、日常は耕耘機で間に合うそうです。

なお、現在は町外に住んでいますが、定年後は大磯町に移住して農業を続けたいとのこと。

議長 他にございませんか。他に意見がないようですので、議案第44号4番と5番について、原案とおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第44号4番と5番は原案とおりに決定いたしました。

議長 次に議案第44号6番については農業委員の石井委員が当該農地の賃借に関与しているため、「農業委員会等に関する法律」の第31条に「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」とされていますので、当該事案の審議開始から終了まで石井委員には退室をお願いし、関係議案終了後に入室・着席していただきます。

《石井委員退室》

議長 では、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 《議案第44号6番を朗読》

書記 議案第44号6番の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

当該農地は国府新宿地区の露地畑4筆です。当該農地は中丸地区の農家の所有農地ですが自宅から離れているため管理耕作をしている状況です。認定農業者である借り手が農地を借りることで農地の遊休化防止と営農の拡大が図られると考えられます。

なお、3月18日に国府本郷地区担当の山口委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございます。議案第44号6番につきましては、現地確認をお願いした国府本郷地区担当の山口委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

5番委員（山口） 5番の山口です。議案第44号6番の農地について、3月18日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、管理耕作されている露地畑で、借り手が借りることで農地の遊休化防止と営農の拡大が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、農地の遊休化防止と営農の拡大が図られるとのことです。

議長 では、議案第４４号６番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第４４号６番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第４４号６番は原案とおり決定いたしました。
なお、採決が終わりましたので、石井委員には入室・着席していただきます。

《石井委員入室・着席》

議長 次に議案第４４号７番について事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 《議案第４４号７番を朗読》

書記 議案第４４号７番の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしています。

当該農地は、生沢地区の JR 東海道新幹線と不動川の間にある露地畑２筆です。借り手は２月に新規就農した若手の農家で農地を借りることで担い手の育成が図られると考えられます。

なお、３月１７日に寺坂地区担当の渡邊委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございました。議案第４４号７番につきましては、現地確認をお願いした寺坂地区担当の渡邊委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

１１番委員（渡邊） １１番の渡邊です。議案第４４号７番の農地について、３月１７日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、JR 東海道新幹線と不動川の間にある畑２筆ですが、若手の新規就農者が農地を借りることで担い手の育成が図られると考えられます。

議長 ありがとうございました。ただいま説明がありましたように、担い手の育成が図れるとのことでした。

議長 では、議案第４４号７番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 この新規就農者は専業農家なのですか。

書記 専業農家です。

委員 現在の営農面積は約 1,500 m²ですが、この面積ではとても食べていけないと考えられますが、生活基盤は大丈夫なのですか。

書記 新規就農時の面談で確認させていただきましたが、会社員の妻の収入があるため、生活基盤は大丈夫だと聞いています。

委員 借り手が町外者だった場合、営農面積に外地（町外の営農面積）は含まれますか。

書記 営農面積に外地も含まれます。また、借り手が新規就農の際に、既に町外で営農している農地がある場合は、その所在地の農業委員会から耕作証明書を発行してもらい提出していただいて確認しています。

議長 他にございませんか。他に意見がないようですので、議案第 44 号 7 番について、原案とおりの決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第 44 号 7 番は原案とおりの決定いたしました。

議長 次に議案第 44 号 8 番について事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 《議案第 44 号 8 番を朗読》

書記 議案第 44 号 8 番の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしています。

当該農地は西小磯地区の露地畑 2 筆です。借り手は国府本郷の認定新規就農者で農地を借りることで農地の集積化と営農の拡大が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、農地の集積化と営農の拡大が図られるとのことですが。

議長 では、議案第 44 号 8 番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 当該農地は農地集団の奥にあります。接道はあるのですか。

書記 町道から農地まで畑の中に接道があります。

議長 他にございませんか。他に意見がないようですので、議案第44号8番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第44号8番は原案とおり決定いたしました。

議長 次に議案第44号9番について事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 《議案第44号9番を朗読》

書記 議案第44号9番の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

当該農地は西小磯地区構造改善地域にある露地畑2筆です。借り手は元大磯町の認定新規就農者で、継続して農地を借りることで農地の遊休化防止が図られると考えられます。

なお、3月18日に西小磯区担当の柳田委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございます。議案第44号9番につきましては、現地確認をお願いした西小磯区担当の柳田委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

15番委員（柳田） 15番の柳田です。議案第44号9番の農地について、3月18日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、露地畑2筆ですが、借り手が継続して農地を借りることで農地の遊休化防止が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、農地の遊休化防止が図られるとのことです。

議長 では、議案第44号9番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 ここは農業振興地域内の農用地ですか。

書記 そうです。

委員 元々ビニールハウスがあったということですが、撤去後に農業振興地域内の農用地を除外することはできますか。

書記 ビニールハウスのありなしにかかわらず、農地集団の中にある農地ですので除外要件を満たしていません。よって、除外はできません。

議長 他にございませんか。他に意見がないようですので、議案第44号9番について、原案とおりに決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第44号9番は原案とおりに決定いたしました。

議長 次に議案第44号10番について事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 《議案第44号10番を朗読》

書記 議案第44号10番の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしています。

当該農地は西小磯地区構造改善地域にある露地畑2筆です。借り手は町内の一般法人で、継続して農地を借りることで農地の遊休化防止が図られると考えられます。

なお、3月18日に西小磯区担当の柳田委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございます。議案第44号10番につきましては、現地確認をお願いした西小磯区担当の柳田委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

15番委員（柳田） 15番の柳田です。議案第44号10番の農地について、3月18日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、露地畑2筆ですが、借り手が継続して農地を借りることで農地の遊休化防止が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、農地の遊休化防止が図られるとのこと。

議長 では、議案第44号10番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

委員 解除条件付きとは何か。

書記 基盤法による利用権設定では、貸し手と借り手がお互いに不利益にならないように賃貸期間の途中で契約を解約するには合意解約といって双方が合意の上、合意解約書を農業委員会に提出することになっています。

なお、一般法人などが農地を借りている場合、法人要件が満たされなくなったり、賃借期間の途中で耕作を放棄したり、違反転用を行った場合は、町長が賃借契約を解除することができるのが解除条件付き利用権設定です。

議長 他にございませんか。他に意見がないようですので、議案第４４号１０番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第４４号１０番は原案とおり決定いたしました。

議長 次に議案第４４号１１番について事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 《議案第４４号１１番を朗読》

書記 議案第４４号１１番の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしています。

当該農地は西小磯地区の斜面地にあるミカン畑２筆です。借り手は町内のＮＰＯ法人で、収穫したミカンはビールの原材料として出荷しているとのことですが、継続して農地を借りることで農地の遊休化防止が図られると考えられます。

なお、３月１８日に西小磯区担当の柳田委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございます。議案第４４号１１番につきましては、現地確認をお願いした西小磯区担当の柳田委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

１５番委員（柳田） １５番の柳田です。議案第４４号１１番の農地について、３月１８日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、ミカン畑２筆ですが、借り手が継続して農地を借りることで農地の遊休化防止が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、農地の集積化と営農の拡大が図られるとのことですが。

議長 では、議案第４４号１１番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第４４号１１番について、原案とおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第４４号１１番は原案とおり決定いたしました。

議長 次に議案第４４号１２番について事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

事務局 《議案第４４号１２番を朗読》

書記 議案第４４号１２番の計画要請の内容は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしています。

当該農地は西小磯地区の谷戸にある水田１筆です。借り手は町内のＮＰＯ法人で、酒米を栽培しているとのことですが、継続して農地を借りることで農地の遊休化防止が図られると考えられます。

なお、３月１８日に西小磯区担当の柳田委員及び事務局で現地確認を行っています。

議長 ありがとうございます。議案第４４号１２番につきましては、現地確認をお願いした西小磯区担当の柳田委員から現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

１５番委員（柳田） １５番の柳田です。議案第４４号１２番の農地について、３月１８日に私と事務局で現地確認を行いました。

当該農地は、水田１筆ですが、借り手が継続して農地を借りることで農地の遊休化防止が図られると考えられます。

議長 ありがとうございます。ただいま説明がありましたように、農地の集積化と営農の拡大が図られるとのことです。

議長 では、議案第４４号１２番について、これより質疑に入ります。意見のある方は挙手をお願いします。

《質疑なし》

議長 質疑がないようですので、議案第４４号１２番について、原案とおり決定すること

に賛成の方は挙手をお願いします。

《挙 手》

議長 賛成者全員により、議案第44号12番は原案とおり決定いたしました。

議長 以上で議案第44号の全ての審議が終了しました。
なお、本議案の決定事項は町長に通知いたします。

議長 次に報告第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明願いについて」事務局より説明をお願いします。

書記 報告第1号1番につきましては、議案書5ページの1件でございます。場所につきましては総会資料の12ページと13ページをご覧ください。

事務局 《報告第1号1番を朗読》

書記 報告第1号1番の内容につきましては記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

なお、3月17日に国府本郷地区担当の山口委員及び事務局で現地確認を行い、すべての農地の耕作状況は良好であることを確認しております。

議長 ありがとうございます。報告第1号1番につきましては現地調査をお願いした国府本郷地区担当の山口委員から現地確認の結果並びに補足説明をお願いいたします。

5番委員（山口） 5番の山口です。報告第1号1番の農地について、3月17日に私と事務局で現地確認を行いました。

すべての農地の耕作状況は良好であることを確認しております。

議長 ただ今の報告第1号1番について、発言がある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第1号を終わりにします。

議長 次に、報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出」について、事務局より朗読と説明をお願いします。

書記 報告第2号「農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出」につきまして
は、議案書6ページの3件でございます。場所につきましては、総会資料の14ページ
から16ページをご覧ください。

事務局 《報告第2号1番から3番を朗読》

書記 報告第2号1番から3番の内容については記載のとおりでございます。添付書類も
含め完備しておりましたので、書類を受理いたしました。

議長 ただ今の報告第2号1番から3番について、発言がある方は挙手をお願いします。

《意見なし》

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

議長 次に、報告第3号「農地造成届出」について、事務局より朗読と説明をお願いします。
す。

書記 報告第3号「農地造成届出」につきましては、議案書7ページの1件でございます。
場所につきましては、総会資料の17ページをご覧ください。

事務局 《報告第3号1番を朗読》

書記 報告第3号1番の内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備
しておりましたので、書類を受理いたしました。

当該農地は柿畑として使用する予定ですが、雨水が溜まり易いため農地造成が必要
であるとのことです。

なお、3月17日に寺坂地区担当の渡邊委員及び事務局で現地確認を行い、農地造
成が必要である状況であることを確認しております。

議長 ありがとうございます。報告第3号1番につきましては現地調査をお願いした寺
坂地区担当の渡邊委員から現地確認の結果並びに補足説明をお願いいたします。

11番委員（渡邊） 11番の渡邊です。報告第3号1番の農地について、3月17日に
私と事務局で現地確認を行いました。

農地は凸凹の状態で雨水が溜まり易い状況でしたので農地造成を行う必要があり、
排水処理対策も必要と感じました。

議長 ただ今の報告第3号1番について、発言がある方は挙手をお願いします。

委員 市街化調整区域の農地転用は県の許可ではないのですか。

書記 農地造成で県許可になるのは、埋め立て面積が1,000㎡以上の造成になります。今回は埋め立て面積が400㎡ですので県許可には該当しません。
なお、これは「軽易な農地造成」に該当し、届出で済みます。

委員 「軽易な農地造成」の基準は何ですか。

書記 工事期間が概ね3か月以内、埋め立て面積が概ね1,000㎡以内で、かつ、盛り土高、切土高、掘削の深さが概ね1m以内のものが該当します。

また、令和7年3月31日までは、500㎡以上2,000㎡未満の埋め立てについては、「大磯町土地埋立て等規制条例」の許可が必要で、2,000㎡を超えるものについては、「神奈川県土砂の適正処理に関する条例」の許可が必要となります。

なお、令和7年4月1日からは町条例や県条例に代わり新たに500㎡以上の埋立行為はすべて「盛土規制法」の対象となります。

議長 よろしいですか。特に発言がないようですので、以上で報告第3号を終わります。

議長 以上で、本日の議案の審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手をお願いいたします。

《発 言》

議長 よろしいですか。それでは以上をもちまして令和7年第3回大磯町農業委員会総会を閉会いたします。

議長 それでは、傍聴人は退出してください。

《傍聴人退出》

(午後2時58分)